

限度額と所得割額への " 激変緩和措置 " があります

「令和 6 年 3 月末日までに 75 歳に到達して取得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和 6 年度の賦課限度額を 73 万円とします。また令和 6 年度の賦課のもととなる所得金額が 58 万円を超えない方は、令和 6 年度の所得割率を 10.92%として算定します。

その 3 均等割 5 割・2 割軽減の範囲が見直されました

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43 万円 + (29 万 5 千円 ^{※1} × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5 割軽減
43 万円 + (54 万 5 千円 ^{※2} × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2 割軽減

※ 1 前年度より 5 千円増 ※ 2 前年度より 1 万円増

その 4 年間保険料額の例

●夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、
妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和 6 年度 保険料額	前年度比
153 万円 以下	夫	7 割	15,800 円	300 円増
	妻		15,800 円	300 円増
168 万円	夫	7 割	32,200 円	200 円増
	妻		15,800 円	300 円増
226 万円	夫	5 割	112,500 円	6,400 円増
	妻		26,400 円	500 円増
227 万円	夫	2 割 ↓ 5 割 [※]	113,700 円	9,000 円減
	妻		26,400 円	15,100 円減
275 万円	夫	2 割	186,200 円	10,800 円増
	妻		42,300 円	800 円増
277 万円	夫	なし ↓ 2 割 [※]	188,500 円	500 円増
	妻		42,300 円	9,500 円減
300 万円	夫	なし	226,200 円	13,000 円増
	妻		52,900 円	1,100 円増

※均等割軽減範囲の見直しによる割合の変更です。

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和 6 年度 保険料額	前年度比
153 万円 以下	7 割	15,800 円	300 円増
168 万円	7 割	32,200 円	200 円増
197 万円	5 割	74,500 円	300 円増
197 万 5 千円	2 割 ↓ 5 割 [※]	75,000 円	15,300 円減
220 万円	2 割	121,300 円	6,300 円増
222 万 5 千円	なし ↓ 2 割 [※]	124,300 円	3,900 円減
240 万円	なし	155,500 円	8,100 円増

問い合わせ

- ◆制度に関すること
- ◆保険証・給付に関すること
- ◆保険料に関すること

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
住民保健課国保グループ ☎ 73-7508
税務課課税グループ ☎ 73-7505

安心して医療を受けられる社会を維持するために

後期高齢者医療制度

被保険者の皆さんにお支払いいただく今年度の保険料率は（表1）のとおりです。保険料額は被保険者ごとに計算されます（表2）。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者が所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料です。後期高齢者医療制度の内容や保険料の詳細は、各問い合わせ先までご連絡ください。

◆保険料率に関する制度改正があります。

全ての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支えあうことを目的として制度改正が行われました。この制度改正により、被保険者の皆さんに負担いただく保険料は増加します。

制度改正
その1



現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。

制度改正
その2



子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

その 1 保険料率（表 1）

	令和 6 年度	令和 5 年度
均等割額（被保険者が等しく負担）	5 万 2,953 円（年間）	5 万 1,892 円（年間）
所得割額（被保険者の所得に応じて負担）	11.79 %	10.98 %
賦課限度額（1 年間の保険料上限額）	80 万円	66 万円

その 2 令和 6 年度の保険料計算方法（表 2）

均等割
【1 人当たり保険料】
52,953 円

+

所得割
【本人の所得に応じた額】
(令和 5 年中の所得 - 最大 43 万円)
× 11.79%

=

1 年間の保険料
【限度額 80 万円】
(100 円未満切捨)

※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、最大 43 万円の控除額が異なる場合があります。

※所得が少ない被保険者の方は、均等割保険料が世帯の所得に応じて 3 段階（7 割・5 割・2 割）の軽減があります。